

【Ⅱ－２ 生活に配慮した医療の推進など地域包括ケアシステムの深化・推進のための取組－⑦】

⑦ 就労支援に係る医療機関と障害福祉サービスの連携の推進

第1 基本的な考え方

精神障害の特性を踏まえ医療機関と障害福祉サービスとの連携を推進する観点から、診療情報提供料（Ⅰ）について情報提供先を見直す。

第2 具体的な内容

診療情報提供料（Ⅰ）の注4に規定する情報提供先に、就労選択支援事業所を追加する。

(※)「就労選択支援」について規定する、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律は、令和7年10月1日施行予定。

改定案	現行
<p>【診療情報提供料（Ⅰ）】 [算定要件] (14) 「注4」については、精神障害者である患者であって、次に掲げる施設に入所している患者又は介護老人保健施設（当該保険医療機関と同一の敷地内にある介護老人保健施設その他これに準ずる介護老人保健施設を除く。「注5」において同じ。）に入所している患者の診療を行っている保険医療機関が、診療の結果に基づき、患者の同意を得て、当該患者が入所しているこれらの施設に対して文書で診療情報を提供した場合に算定する。 ア グループホーム（障害者総合支援法第5条第17項に規定する共同生活援助を行う事業所をいう。）</p>	<p>【診療情報提供料（Ⅰ）】 [算定要件] (14) 「注4」については、精神障害者である患者であって、次に掲げる施設に入所している患者又は介護老人保健施設（当該保険医療機関と同一の敷地内にある介護老人保健施設その他これに準ずる介護老人保健施設を除く。「注5」において同じ。）に入所している患者の診療を行っている保険医療機関が、診療の結果に基づき、患者の同意を得て、当該患者が入所しているこれらの施設に対して文書で診療情報を提供した場合に算定する。 ア グループホーム（障害者総合支援法第5条第17項に規定する共同生活援助を行う事業所をいう。）</p>

<p>イ 障害者支援施設（障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設をいい、日中活動として同条第7項に規定する生活介護を行うものを除く。）</p> <p>ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の7第2号に規定する自立訓練（生活訓練）を行う事業所</p> <p><u>エ 障害者総合支援法第5条第13項に規定する就労選択支援を行う事業所</u></p> <p><u>オ 障害者総合支援法第5条第14項に規定する就労移行支援を行う事業所</u></p> <p><u>カ 障害者総合支援法第5条第15項に規定する就労継続支援を行う事業所</u></p> <p><u>キ 障害者総合支援法第5条第29項に規定する福祉ホーム</u></p>	<p>イ 障害者支援施設（障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設をいい、日中活動として同条第7項に規定する生活介護を行うものを除く。）</p> <p>ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の7第2号に規定する自立訓練（生活訓練）を行う事業所 （新設）</p> <p><u>エ 障害者総合支援法第5条第13項に規定する就労移行支援を行う事業所</u></p> <p><u>オ 障害者総合支援法第5条第14項に規定する就労継続支援を行う事業所</u></p> <p><u>カ 障害者総合支援法第5条第28項に規定する福祉ホーム</u></p>
--	--